

令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第6回）

日時：令和5年1月20日（金）午後1時30分～

形式：Webによるオンライン会議

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価書案に係る総括審議
一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業

- 2 その他

【審議資料】

資料1 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」

資料1-1 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案 第3回部会審議質疑応答

資料1-2 「一般国道20号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価書案について（案）

<出席者>

会長 柳委員
第二部会長 宮越委員
池邊委員
池本委員
袖野委員
廣江委員
水本委員
宗方委員
保高委員
渡邊委員

(10名)

椿野アセスメント担当課長
下間アセスメント担当課長

「一般国道 20 号日野バイパス (延伸) II 期建設事業」環境影響評価書案 第 3 回部会審議質疑応答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1	工事を予定している曜日や時間帯について記載はあるか。	工事の施行を行う曜日は記載していない。	10/24 部会にて回答
		建設工事は最近、途中で変更される方もいらっしゃるため、後でトラブルになる可能性があるため、土曜日やるのか、日曜日やるのかやらないのかということと、時間帯は記載していただきたい。	<回答補足> 工事は原則として平日の昼間に行うが、休日作業及び夜間作業が必要な場合においては、関係機関と協議の上、休日作業及び夜間作業を極力少なくするよう工事計画を検討するとともに、事前に工事実施日や実施時間をお知らせする等の措置を講じる計画であり、評価書に記載する。	11/18 部会にて回答
		基本は昼間に工事を行い、休日あるいは夜間は必要な場合においては行う可能性があるということだが、それに対する評価はどうするのか。	夜間については今のところ想定はないが、もしも実施する場合には、しっかりと説明責任を果たしていく。夜間をいつ、どのように行うか、今のところ検討はないため、評価の中には組み込んでいない状況である。	11/18 部会にて回答
		基本やらないはずのものが夜間行われると、昼間と違って、例えば作業の妨害になったり、テレビを見たり聞いたりする聴取の妨害になったりするのではなく、睡眠妨害という最も大きな妨害に繋がる可能性がある。 しかも、夜間工事騒音を評価する指標は何を用いるのかということが、今全然明らかになっていないので、そこを明確にしていきたい。 騒音・振動は夜間について厳しい反応が出るので、心配して申し上げているので、やらないのであればきっとやらない、やるのであればやるための評価を行うというふうに、示していただきたい。	基本的には先ほども申したとおり、今の計画の中には夜間の工事というのは組み込まれていないため、そのような形で評価した次第だが、夜間の時間帯についてどうするのかという点については、次回に回答させていただきたい。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	1 (続き)	<p>これまでのこういった道路工事で、夜間に住宅地で工事をやったという実績はあるのか。</p>	<p>本事業は新たな道路をつくるので、そんなにはないが、例えば、既設の道路と交差する部分になるとどうしても、そちらへの影響というのを加味し、その部分については夜間の工事を、交通管理者から求められることがある。</p>	11/18 部会にて回答
		<p>図書には、「夜間やるときには事前に通報して、その時間帯を知らせます」ということは書いてあるが、もしそうであれば、夜間の場合の騒音振動はどうなるのかということ、評価書に記載がないと、なんとなくエクスキューズだけ書いてあって、「工事施工中の事後調査でやりました」ということになるのではないかと。</p> <p>やった後に「もうやっちゃいました」と言っていて、その影響はどうなっているかというのは、測定していませんということであれば、地元に対する説明というのは、環境影響という観点から見ると少々不十分になってしまう。</p>	<p>次回、回答させていただく。</p> <p><回答補足> 現時点で、工事は平日の昼間に行うこととし、休日作業又は夜間作業は行わない計画である。 ただし、関係機関(交通管理者等)との協議において、既存道路の交通への影響や安全性の確保等の観点から、休日作業又は夜間作業が求められる場合には、工事の内容等に応じて、事前に予測・評価等の必要な手続きを行う。</p>	12/20 部会にて回答
		<p>地域の区別はあるとは思いますが、工業地域といっても人が全く住んでいないわけではなく、その影響を事前に予測し対策をとるように考えていくのが環境影響評価審議会の役割だと思うので、実施する場合には手続きを事前にとっていただき、その影響評価をした上で行うようお願いしたい。</p>		
騒音・振動	2	<p>建設工事の予測結果が示されているが、音源位置の記載はあるか。</p>	<p>詳しい位置は評価書案の中には記載のない状況である。敷地の中で本施工が想定される箇所の中で、音源を適切に配置している。</p>	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	2 (続き)	<p>予測結果が出ているのに、音源の位置がはっきりしないということは、音源の位置をどう設定したかが誰にも読めないため、そういうのは予測と呼べない。音源位置等の想定されている範囲内のことは、道路交通騒音と同じように、標準的な位置でも構わないので記載すべきと思われる。</p>	<p><回答補足> 評価書案において、建設機械の稼働に伴う影響の発生源は、ユニットの配置で示しており、ユニットの配置は「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に基づき設定した。</p>	11/18 部会にて回答
		<p>ユニットの配置の記載場所を教えてください。</p> <p>面音源はいいが、位置関係でわからないのは、それがこれを予測したときに壁からどういう距離関係にあるかという点である。 どういう音源位置関係に置いたかというのが分からないと、事後調査をしたときにこの値に対して、例えば大きかった、小さかった、努力の結果小さくなった、何らかの影響で大きくなったといったときに、一体何が原因でそれが起こったかという、検証にならないというところが、大きな問題であると思う。 例えば、道路も基本的には線音源的に考えて、断面図に車線中心のどこに音源が置いてあるかというような図が書いてあるため、できるだけ一般の方にも分かりやすいように書いていただきたい。</p>	<p>騒音に係るユニットの配置については、評価書案の169ページのとおり、1日あたりの施工範囲を面音源になるように配置している。 振動に係るユニットの配置は、評価書案170ページのとおり、工事の内容を考慮して設定することとしており、ユニットが移動型であり、施工範囲の設定が困難な場合においては、建設機械の作業半径や必要最小限の移動スペースを考慮して、予測地点から5m離れた位置にユニットの配置をする設定をしている。</p> <p>ユニットの配置については、壁の位置とユニットの位置、それから予測地点の位置、その位置関係が分からないということと認識している。そちらについては、模式図を用いまして評価書の中に図示するよう検討させていただく。</p>	
騒音・振動	3	<p>遮音壁について、建設工事用に防音シートを使うということだが、パネルでなく防音シートを使われる理由は何か。 工事期間が長いのでパネルを設置してもいいのではないかと思ったのと、防音シートよりもパネルのほうが遮音性能は上がって、透過していく音がさらに落ちることで、沿道環境を少しでもよくできるのではないか。</p>	<p>防音シートの遮音の効果は約10dBを見込んでおり、その効果で充分足りると考えている。 また、橋の桁の部分はパネルを設置するのもなかなか難しいところもあり、桁の下の方への遮音の効果を見込むものとして、防音シートを二重に設置するというようなことを想定している。</p>	10/24 部会にて回答 総括審議項目へ

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
騒音・振動	3 (続き)	<p>パネルではなく、防音シートにする決定的な理由は、橋梁のように設置できない場所があるということなので、そういった場所を除いて、設置可能ということによるしいか。</p>	<p>可能である。ただ、詳細の施工計画を検討する際に、パネルがいいのか防音シートがいいのか、現地の状況も踏まえながら詳細は決定したいと考えている。</p>	
騒音・振動	4	<p>資料2にある、最初の都民からの主な意見で、「説明会での数字の説明がよく分かりにくいという」意見があったようだが、その説明会の雰囲気や、これまで開催状況、回数といったところを教えてください。</p> <p>特に専門用語が多くて何を聞いてよいか分からない、何を質問してよいか分からないというようなことが出がちな分野になっているので、そういったところを普段、環境影響評価に触れていない方に対して、どのようなスタンスで分かりやすく御説明しているのかと考えられるのか教えてください。</p>	<p>説明会は令和4年5月の土日と月火、平日と土日で実施した。</p> <p>八王子市で2回、日野市で2回、概ね参加者の方が八王子市で最高で120名、日野市でも90名近くと、多くの方に集まって御参加いただいたという状況である。</p> <p>その中で説明を1時間程度、質疑を1時間弱とらせていただき、様々な御意見をいただいている。</p> <p>説明会の際には、今あらましまで配布、御覧いただいている、評価書案の中身をかみ砕いた形で、評価の結果をまとめたパンフレットとしてお配りして説明をしている。</p> <p>数字については、確かに分かりづらい点もあるので、例えば、評価書案の中で載せてはいるが、環境省のほうで公開されている音の目安値について、60dBだとどのくらいのレベルなのかとか、80dBだとどのくらいなのか等、イメージとして皆さんに持っていただくような形で説明をさせていただいた。</p>	10/24 部会にて回答
		<p>こういった御意見が出たときには、相手の立場になるべく立って、初めて聞く人がどういうところを気にされるのだとか、そういったところで、自分の成長の機会と捉えて、それに応えていくということが重要かと思う。</p>		

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
水質汚濁	1	<p>陸域と水域の境界の工事ということもあるので、そういった部分において、排水の部分を少々気にしている。</p> <p>特に排水に関しては、生態系への影響が懸念され、pHだけではなく、濁度というものも重要な項目になってくるので、このあたりの保全措置というものについても検討していただきたい。</p>	<p>濁水の排水については、評価書案にも記載しているが、濁水処理施設等を設置することにより、基本的に濁水を排水基準よりも下げた状態で排水することを考えている。</p> <p>また、排水先については、今後の詳細な施工計画を検討する段階で、決定していくことになるが、現時点においては、浅川や川北用水が排水先になることも想定される。</p> <p>なお、排水にあたり、環境保全のための措置により影響の低減を図るとともに、排水先の生物・生態系にも配慮していきたいと考えている。</p>	12/20 部会にて回答 総括審議項目へ
		<p>工事に関しては、排水がその状況によって、量や水質がかなり変わってくるということもあると思うので、そのあたりは御注意していただきたい。特に生態系への影響とか川の水の濁りというのは、地域住民の方もすぐ気づく問題であるので、都度気をつけていただくようお願いしたい。</p>	<p>了解した。</p>	
土壌汚染	1	<p>205 ページで、汚染のおそれありということと給油所のことを記述しているが、地図のほうを拝見すると、計画道路の脇にあるこの給油所のことなのか、それともこの給油所は土地取得されて今後稼働しなくて、給油所のあったところに道路が通るのか、ここについてお伺いしたい。</p>	<p>こちらはガソリンスタンド等の給油所ではなく、京王バスの営業所になっており、そちらのバスの給油のための施設がある。</p> <p>用地買収の範囲について、道路の幅が分かるような杭を打設していないため、まだ給油している施設に影響があるのかというところまでは、はっきりと今ここではお答えできないが、そのような京王バスが使用している給油のための施設が存在しているということである。</p>	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	1	<p>今回、地質断面図と地下水の観測結果、水位の観測結果をお示しいただいているが、これらと地下構造物の深度の関係について教えていただきたい。</p> <p>おそらく 221 ページのこの断面図の赤い線が地下の構造物を示しているのかと推測するが、ただ凡例等に記載されていないので、もう少し丁寧に教えていただきたい。</p>	<p>221 ページのほうに記載している縦断面図だが、赤く示しているところがこの事業の位置になる。</p> <p>高さで言うと、構造物というのは地盤の高さから概ね 8m 程度まで深く掘っている状況である。一方で、この地下水の上層の高さというのが、227 ページに T.P. で示しているが、赤い地点が調査観測地点で、そこで G.L. -4.4m で観測されている。</p>	10/24 部会にて回答 総括審議項目へ
		<p>地下水面の高さというのは、今この 221 ページの断面図で言うと、概ねどの深度に相当するのか、段丘礫層などにあると理解しているのか。</p> <p>G.L. からどれくらいの深さかが分からないので、この図の中で地下構造物と地下水の関係が気になっている。</p>	<p>227 ページで、観測地点を赤い点で示している。そこに T.P. の高さを示しているが、下に G.L. でマイナスの高さを示めさせていただいている。</p>	
		<p>概ねこの断面図の中でお示しただいている、この Dg1 層、Ds2 層、緑や黄色の、こういった地層の中、つまり段丘礫層の中にあるというふうに理解しているか。</p>	<p>その通りである。</p>	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	1 (続き)	<p>地質部と地質断面図と地下水を示していただいております、これは重要な情報ですが、地下構造物との関係が分からないと測定した意味というのも理解が難しいことになる。</p> <p>そのため、221 ページの図には赤い線で凡例を示していただくとか、具体的に地下構造物の深度を入れていただくといったことが必要だと思われる。</p> <p>また、この断面図の始点側、終点側とあるが、これは 220 ページの図 8.5.2、そこの表層地質図の中でどこに相当するのかというのを書いていただいたほうがいい。</p> <p>計画路線の始点側、終点側というのは、路線全体ではなく地下掘削区間だけのものかと思うので、それが分かるような記載となるようご検討いただきたい。</p>	承知した。	
地盤 水循環 共通	2	<p>土留壁を設置するということが、その設置深度というのこの地下構造物と同じと考えてよろしいか。</p>	地下構造物よりは基本的に深くなるかと思われる。	10/24 部会にて回答
		<p>その場合は掘削深度、土留め壁の深度というの、きちんと明示していただいたほうがいい。そこでの地下水位がおそらく重要になると思うので、きちんと対応しているかというのを確認できるように、明示していただきたい。</p>	<p><回答補足></p> <p>土留壁の構築にあたっては、当該地域における難透水層の深度を把握した上で、適切な工法及び根入れ長を検討する計画であり、評価書に記載する。</p>	11/18 部会にて回答
		<p>具体的に土留壁を構築する場所は、評価書案の中に書かれているか。どこからどこまでに設置される予定なのかというのが、評価書の中に地図として記載されているか。</p>	土留壁については、今後詳細な調査を行い、どのように設置をするかということを検討する。そのため、具体的な範囲は、評価書案の中には入っていない。	11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	4 (続き)	<p>評価書の37ページで、地盤について「地下構造物の掘削工事及び地下構造物の存在に伴う地盤の変形の範囲及び程度を予測する」としている。</p> <p>調査の項目もこれに関係しているべきであり、地下水だけではなく、地盤についてどこで観測していて、今後どこで報告するのかを確認したい。</p>	<p>地盤の高さにつきましては、詳細な測量を今行っているところで、それに基づいて事後どうなるかということを確認していくと。</p> <p>具体的にどのように事後調査を行っていくのかは、まだ計画を立てていない状況であるため、今後事後調査計画の中にお示ししていきたい。</p>	11/18 部会にて回答
		<p>244ページ、地盤に関する予測について、環境保全のための措置等が記載されているが、この中で、地盤高のモニタリング等、地盤高の高さに関する測定といった感じのことは記載されていないのか。</p>	<p>「事業者として事後調査を行い」という部分は記載をしているが、地盤の高さ等については記載をしていない。</p>	
		<p>環境評価項目の中に「地盤高」という言葉があるので、この中にも地盤の高さというのも、可能であれば加えていただけると、より分かりやすくなるのではないかと思います。</p>	<p><回答補足> 地盤の高さについて把握する計画であり、評価書に記載する。</p>	12/20 部会にて回答
地盤 水循環 共通	5	<p>既存の構造物の「基礎構造」というのは、具体的に何を指しているのか。</p>	<p>周辺の地盤等々に基づいて既存構造物がつくられているということで、周辺の既存構造物といったものを想定しているものである。</p>	11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
地盤 水循環 共通	6	<p>224 ページ図 8.5.5 は計画地周辺の井戸と湧水の場所の図があり、その前のページに図の説明として、「八王子市内における井戸の位置を示す公表資料はない」という一文が記載されているが、これを踏まえると、井戸はあるかないか分からないということか。</p> <p>地下の躯体部分は八王子市側なので、そちらに井戸があるかどうか大切に、ヒアリングは重要だと思う。</p> <p>特に今回、地下掘削も行い、それに伴う揚水も予想されているため、近くに井戸がある場合は必ず確認して、適切な対応をお願いしたい。</p>	<p>既存資料調査については、公表されている資料に基づき把握し、その結果、既存井戸は確認されなかったことをお示ししている。</p> <p>今後の事後調査に向けての段階においては、必要に応じて、関係市とか地域へのヒアリング等を行い、既存井戸の把握に努めたいと考えている。</p>	12/20 部会にて回答
日影	1	<p>見解書では、日野市長からの日影に対する懸念等に対して「投光型の遮音壁を必要に応じて設置します」といった対応が記載されている。</p> <p>評価書案の 389 ページで、橋梁部分の川を渡る前後の、日野市側と八王子側における日影の断面線の記載があり、断面 1 は遮音壁がないように見える。</p> <p>この辺の遮音壁の扱いというのがどういうふうになるのか。</p> <p>特に断面 1 は、戸建て住宅で、南面を向いているので、日照の問題がかなりデリケートだと思われるため、その辺の配慮を、音との絡みも含めてどのような考えになっているのか。</p>	<p>断面 1 は、今線が引いてある、1m 程度の遮音壁を想定している。</p> <p>道路の縦断だが、高い構造になると、当然日影ができるので、そこにも配慮して縦断などを決めている。</p> <p>断面 1 についても、一応遮音壁が付く場所であるので、それについても配慮していきたいと考えている。また、断面 2 が特に遮音壁によって日陰が大きく出てしまうという部分もあるので、特にそこに配慮するという意味から、透光型遮音壁を使うという配慮で、日影対策を考えている。</p>	11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	1	<p>11 ページに遺跡「平山」を通過しと書いてあるが、こちらは通過しというよりは周知の埋蔵文化財包蔵地であるということで、お調べのとおり既に該当地があるということと、非常にあの広い面積の開発であるため、今のところ周知化されていない遺跡であっても、発見の可能性があるので2つの観点から今後進めていただければなと思う。</p> <p>書かれていることは確かな部分もあるが、ニュアンスの問題で、平山遺跡該当地であるということは、しっかり認識いただけているような書き方だとよりいいかと思う。</p> <p>その上で、土地の改変を最小限に抑えた計画というのは、これは掘削深度あるいは掘削面積のことをお話になっているのか伺いたい。</p>	<p>最小限に抑えるというところの考え方というのは、広さ的なところを考えている。</p>	10/24 部会にて回答
		<p>土留壁のその範囲と幅さはまだ決まっていないということだが、今後、元々の計画に加えて土留壁の部分についても、埋蔵文化財の関連があるため、もし教育委員会等への相談のタイミングが、土留壁の範囲やその工事の計画とずれるようであれば、どちらもきちんと相談いただきたい。</p>	<p>道路の計画地の範囲におきましては、教育委員会へ照会等を行い、適切に調査等をしていきたいと思っている。</p> <p>計画が大体決まった段階で出させていただくので、また変更になれば変更になった部分についても、しっかりと報告し、調査の可否についても判断をしていただくことを考えている。</p>	11/18 部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	1 (続き)	<p>422 ページの予測結果の (5) の 1 行目から 2 行目、「土地の改変を最小限に抑えた計画としており」のところで、できるだけ遺跡に触らないような努力をされると理解したので、面積なのか深さなのかということも重要であるため、本当はしっかり書いていただきたいと思う。</p> <p>その上で、その結果として工事の実施による改変は最小限というのはなかなか理解しづらい部分である。</p> <p>最後の行の、「以上のことから遺跡の記録、郷土の歴史と文化が解明されることが見込まれる」というところも、この上の部分の結果評価としては少々書き方としては厳しい部分があると思うので、少し文章を考えていただきたい。</p>	文章の検討を行いたい。	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
史跡・文化財	2	<p>日野市長のコメントが既にあるが、今後の遺跡が見つかった場合の保護とその公開についてどのように考えるか、御意見をお聞かせ頂きたい。</p> <p>コメントになるが、遺跡の発掘調査というのを、開発をされる方はネガティブに捉えられることが多いが、縄文という単語は世界的なワードになっており、国土交通省と文化庁などでも進めている観光ということに関しては、積極評価できるようなところところが文化財にはある。そのため、あまりネガティブに捉えずに、ぜひ発掘調査に対しても少し前向きなことで考えていただけると嬉しいと思う。</p> <p>保護のところだが、あくまでも発掘調査を行うというのは、表裏で遺跡破壊行為でもあり、あくまでも次善の策として保存とされるものである。</p> <p>日野市長の指摘は、発掘して日野市にとって重要なものが見つかった場合には、その保護の措置をお願いしたいと言うコメントであるので、しっかり考えていただきたい。</p> <p>現地公開についても、もし何か見つかっているのであれば、公開するような積極的な措置を行っていただきたい。</p>	<p>重要な文化財の保護、公開ということについては、保護の観点からいくと、工事の着手前に必ず関係機関と協議し、事前の発掘調査をして文化財を破壊するということにならないような協議調整または調査の実施を考えている。</p> <p>また、公開というところになると、今回重要なもので遺跡という認識はしているが、そこまではどのようにしていくということを考えてはいない。</p> <p>貴重なものが事前調査等で出現した場合には、公開のところも十分考えながら文化財の発掘調査保護等に努めてまいりたいと考えている。</p>	10/24部会にて回答
廃棄物	1	<p>建設廃棄物と建設発生土のみが計上されているが、他の金属や、他の廃棄物の発生は見込まれていないのか。</p>	<p>環境影響評価における廃棄物等については、土木工事に起因するものを基本的には対象物としているので、その他の混合廃棄物等については、まず対象外としている。</p> <p>また、施工中に発生する一般ごみ等々については、基本的には現地で分別等を行い、適切な再利用及び処理処分に努めていく。また、必要に応じて施工業者の指導も検討していく。</p>	10/24部会にて回答

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
廃棄物	1 (続き)	計画されている道路の用地には、埋設物であったり金属関係のものであったり、そういった構造物はないという理解でよろしいか。	特殊なものというのではないと考えている。	
廃棄物	2	438 ページに廃棄物の発生抑制に努めるとあるが、これは具体的に、一般的な努力目標を書いているのか、具体的にその工法で、発生抑制を見込んでいるような計画をされているのかという点についても少しお伺いしたい。	特にこの事業として特別なことをするというわけではなく、基本的に一般的なことを考えている。 事業の改変の面積を減らしたり、できる限り最小限にしていくなど、施工業者への指導等を行いながら、そういったところで減らしていきたいと考えている。	10/24 部会にて回答
その他 (温室効果ガス)	1	温室効果ガスに関しましては、機器だけではなくて工事上の車両についても、技術の進歩に伴ったできるだけ排出量の少ないものをお使いいただければと思う。	<回答補足> 工事の施行中においては、使用する建設機械は可能な限り低炭素型建設機械を使用するとともに、工事用車両においては低燃費型車両の活用に努める。	10/24 部会にて回答
その他 (事後調査)	1	定性的な予測評価されている部分が多いが、都の環境影響評価の場合、事後調査まで見据えて評価書案をつくっていかねばならないと思う。定性的な内容に関してどのように事後調査で検討比較していこうと考えておられるのかを教えていただきたい。 例えば工事中の水質汚濁や電波障害等についても、かなり定性的な文章での予測で、事後調査でどのように比較していくのかというのを想像できなかった。	事後調査について、これから計画を立て、詳細については今後決めては行くが、例えば、今あった水質汚濁については、保全措置として検討したものが、きちんと現場でされているかどうか、そういったものを確認するというような方法もあるかと思う。 どのように事後調査をするということにつきましては、今後検討させていただきたい。	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事後調査)	1 (続き)	<p>予測評価の結果をどのように事後調査で見えていくのかというのを考えていく必要があると考えている。</p> <p>例えば水質汚濁では、排水先の環境の濃度が高かったというときに、それが事業の影響なのかそうじゃないのかという判断するというのは、どういうことのできるのかというのが、今回の計画で具体的に定量的なことが示されてなければ、こういった対策をしたから大丈夫だろうというようなことだけで比較できないと思う。</p> <p>そういったところを可能な限り定量的に予測をしていくというのが環境影響評価の考え方にあると思うが、安易に定性的な方向に行っているのかなと全体的に感じる。</p> <p>そうすると、事後調査の中で原因が何なのか分からなくなってしまう。環境影響評価は住民合意形成の際の意見交換のツールになるほか、技術文書の側面がある。</p> <p>技術文書として当然書かなければならないことを記載しなければならないので、そういった中で定量的にできるものに関しては、やはりどこまで定量的にできるのかというのを考えていただけると良い。</p>	<p>定性的な評価と事後調査の比較について、例えば、先ほど保全措置の話だけになってしまったが、現地調査をしっかりとやっているの、それとどう比較していくか、そういったことの検討かと思う。そのことについては、今後、今の御意見を踏まえて検討してまいりたい。</p>	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事後調査)	1 (続き)	<p>今の定性的な予測結果の状態を事後調査で頑張って現地調査と比較してほしいという趣旨ではなく、定量的な予測ができるものをもっと定量的な予測をするのがいいのではないか。</p> <p>評価書になる際に予測方法を変える部分というのを検討されるかというのを伺いたい。</p>	<p>まず、今評価書案に記載をしている調査予測評価については、そもそもアセスの基本的事項であるため、事業影響の程度について定量的に把握することは、基本として考えている。</p> <p>定量的な把握が困難な場合につきましては、定性的に把握するというところで行っており、把握が難しいというのは、事業の熟度もあるが、大気、騒音等々も含め、できる限り定量的に評価しているという認識である。</p> <p>また、予測評価については、東京都環境評価条例に基づき環境影響評価技術指針、それから国土交通省が策定した道路環境影響評価の技術手法を参考に、適切に実施しているものと考えている。また、調査にあたり、現況及び事業影響を的確に把握するための調査方法を、適切に設定した上で実施をしている。</p>	11/18 部会にて回答
		<p>例えば、評価書案の437ページ、廃棄物の部分では、予測結果、表8.13.4になりまして、発生量と表の中の右の列の実施区域外の搬出量が、どれも同じものが多いと、建設発生量はちょっと違いますが、そういうような表となっています。</p> <p>この再資源化率等は事後調査で見えていくことになるが、それについては本文の中で、定性的に東京都建設リサイクル推進計画に定められた再資源化率または有効利用率の目標上回るよう努めるという記載になっている。</p> <p>その数字というのは具体的に明らかにする必要はないか。他事例を少し見ていただき、その辺りは修正していただきたい。他の部分も他事例でやれる部分があれば、同じようにやっていただきたい。</p>	<p>次回、対応について回答させていただきます。</p> <p><回答補足></p> <p>廃棄物の予測結果に、想定される再資源化率又は有効利用率を示すこととし、評価書に記載する。</p> <p>また、他の項目のうち、電波障害の調査結果に、資料編に記載している中継局別テレビ電波の受信状況を整理して示すとともに、予測結果に、テレビ電波の遮蔽障害が生じる可能性があるとして予測される範囲を示すこととし、評価書に記載する。</p>	

項目	番号	指摘 質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事業計画)	1	<p>日野市長のほうから、区画整理事業が進行中で、その調整をということだが、こちらの調整状況をどのようにになっているのか教えていただければと思う。調整によって計画に変更があり得るのかどうかという点について教えていただきたい。</p> <p>おそらく、工事車両の関係など、いろいろ関係することもあるかと思うので、よく調整されるとよろしいかと思う。</p>	<p>本事業で道路設計をしていく上で、土地区画整理事業でもいろいろな事業をしているため、本事業の設計の状況を区画整理事業に確認と調整をし、変更がないよう、双方で協議調整を進めている状況である。</p>	10/24 部会にて回答
その他 (事業計画)	2	<p>今回の対象の事業というのは1.5kmの国道20号の延伸部分ということが記載されていて、地図も入れていただいております、一部がもう完了していて、今回のところを着手するということだが、残りの部分も含めてどのくらいの期間で完了する予定なのかということをお願いしたい。また、全体として何kmかということは書かれているか。</p>	<p>評価書案の15ページの図面にあるとおり、この20号のバイパスの計画について、延長的には全体は、14.9kmになる。</p> <p>下の図面に旗揚げをしているが、高尾山インターのほうから9.6kmで、今回の事業の1.5kmと20号に接する部分で3.8kmということで、14.9kmが全体の事業区間になる。</p> <p>現在の状況だが、高尾山インターから赤の実線の部分については、もう現在車が供用している区間である。</p> <p>それから、今回の延伸Ⅱ期の旗揚げの赤の左のところまでの八王子南バイパス区間についても、この点線区間で工事や、調査が今進められているところである。</p> <p>また、右端の日野バイパス延伸3.8kmについても、工事や区画整理による用地の確保等が進められている状況であり、点線区間で言うと今回の1.5kmの区間を除いた区間につきましては、工事や設計、調査等が進められているという状況である。</p> <p>事業がどれくらいかかるかという点については、工事などまだ調整している部分もあるので、未定の状況である。</p>	10/24 部会にて回答

項目	番号	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
その他 (事業計画)	2 (続き)	<p>できたら事業全体が分かるようなことを、数行で入れていただけると見やすいかと思う。</p> <p>この事業自体は着工から10年ぐらいを予定していると書かれていたと思うが、そうすると他の部分は調査をされているところもあるかと思うが、既に工事に入っているということから言うと、もう既にここ以外の部分については10年ぐらいで終わるという予定を立てられているということか。</p>	<p>他の区間についても、例えば、八王子南バイパスですと、京王線ですとか、JRとの交差があり、その辺の施工に伴う期間などがあるので、まだ今10年とか、12～3年かかるというところの見通しというのは立ってないような状況である。</p> <p><回答補足> 本事業とともに、一般国道20号日野バイパス(延伸)及び八王子南バイパスの3事業が一体となって整備が進められていることについて、評価書に記載する。</p>	11/18 部会にて回答

「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和 4 年 5 月 31 日に「一般国道 20 号日野バイパス（延伸）Ⅱ期建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音について、評価の指標とした規制基準及び勧告基準を下回っているが、計画地周辺には住宅等が近接することから、防音パネル等の採用や建設機械の配置を詳細に検討するなど、より一層の環境保全のための措置を講じること。

また、計画地周辺の道路交通騒音について、現況で昼間及び夜間の環境基準を超過している地点があることから、周辺住民に対して十分に配慮した環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音の低減に努めること。

【水質汚濁】

計画道路は、浅川及び川北用水路と交差することから、水底の掘削やコンクリート工事及び一時的な流路の切り回し工事等に伴う水質汚濁が生じる可能性があり、水生生物の生息・生育への影響も懸念され、特に流量の少ない川北用水路では、小

規模な工事であっても、その影響が顕著に現れるおそれがある。このため、交差部の構造や施工方法を可能な限り明らかにした上で、必要に応じて更なる環境保全のための措置を講じること。

【地盤、水循環 共通】

工事の施行にあたっては、遮水性の高い土留壁を施工することで地下水の湧出を抑制するとしていることから、土留壁や地下構造物の設置範囲、これらと地下水位等との関係についても明らかにした上で、地盤及び地下水の状況を適切な地点で継続的に監視し、地盤沈下や地下水変動の防止に努めること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 4年 5 月 31 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 4年 7 月 22 日	・現地視察
部 会	令和 4年 10 月 24 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4年 11 月 18 日	・質疑及び審議
部 会	令和 4年 12 月 20 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5年 1 月 20 日	・総括審議
審議会	令和 5年 1 月 30 日	・答申（予定）

※都民の意見を聴く会は、都民からの公述の申し出がなかったため開催されなかった。